

ペーター・ゴットヴァルト

## 国際民事訴訟法の現状について

出口 雅 久 (共訳)  
本 間 学

### 一 増大する意義

国際民事訴訟法の重要性は、過去数十年の間に、累乗的に増大してきた。今日、工業大国のみならず、世界のすべての国がその国民総生産の大部分を対外取引から獲得している。その結果生じる全世界的な国際的経済関係は、財産法上の紛争を生じさせるに留まらない。なぜならば、長期の契約は、多くの労働者が、その家族を伴って海外流出することを前提とするからである。加えて、外国人労働者の流入、難民の流入、亡命者の流入も考えられる。しかも、これらは紛争の種となりうる、二重国籍または多重国籍の家族をめぐる法律問題を生じさせる。さらに、法的問題や法的紛争を引き起こす、世界各地への海外旅行や海外滞在による余暇巨大市場の拡大がこのような事態に加わる。このように日常生活の隅々まで浸透している国際化やグローバル化は、現代通信技術によって更に一層強化される。このような通信技術は、インターネットそれ自体を介して、私人に微々たるコスト負担でもって涉外取引の締結を実現するのである。

それでは、法共同体は、このような市場の有するトランスナショナルな法律相談および渉外的な訴訟追行に対する意義の増大に、いかなる対応をとるのであろうか。

この点については、大別して二つの問題解決の端緒が存在するが、これ

らは相互排斥的なものではなく、利益状況に応じて並列して問題解決に努めるものである。

- (1) まず市場経済的な競争による解決がある。この解決方法による場合、少なくとも商業大国および訴訟大国は、外国当事者にとっても魅力的で、かつ彼らの訴訟を自国に誘引する形態で、自国の弁護士サービスおよび裁判所サービスの提供を試みるであろう。イングランドの前の記録長官（Master of Rolls）であった高名なデニング卿は、このような市場経済的な競争行為を、彼の二つの判決の中で、具象的に表現した。

そのうちの一判決では、彼は、「サービスの質および迅速性の点で、ロンドンには、立ち寄るのに適切な地である」として、ロンドンの大法院を裁判地とする管轄合意を賞賛した。

別の判決で、彼は、アメリカ裁判所の法的優位性を次のような言葉で皮肉っている。

「蛾が光に誘引されるように、訴訟当事者はアメリカに誘引される。」

- (2) 次に、最終的にはより満足のいく、より前途有望な問題解決の端緒として、涉外事件における裁判所間の実効的協力に関する多国間合意がある。これには、全世界的な条約に関する合意、モデル法策定に関する合意から、個別事例における協力、たとえば、国際的な大規模倒産に際して、関係裁判所間で合意された、いわゆる議定書の枠内でなされるものまでである。協力、ハーモナイゼーション、または完全な統一に向けた、これらすべての努力は、一般大衆にとってそれほどセンセーショナルなものではない。しかし、世界市場における国家的利益を伴った司法サービスの相互競争による場合より、涉外的な訴訟追行を企業や私人にとってより容易なものとする。

以上の二つのパリエーションは、今日の国際民事訴訟法の現状につき、その特徴を示すものである。加えて、これらの相互不調和な併存状況は、トランスナショナルな権利保護および国際的法市場全体に、調和のとれた

全体秩序が未だ見出されていないことを示している。

## 二 アメリカ合衆国の法的優位性

集団訴訟と成功報酬合意の可能性、相手方費用の負担の欠如、広範なディスカバリー義務および民事陪審の寛大さは、とりわけ不法行為訴訟について、たとえ係争中の不法行為がアメリカ合衆国と関連性の薄い場合、または関連性を全く欠く場合であったとしても、アメリカ裁判所を地上の楽園としている。極めて広範な国際裁判管轄、これはその存否が裁判官の広範な裁量権に委ねられるか、または直接の関連性を有する国では適切な権利保護に著しく欠くことを理由とする、緊急管轄の例外によるものであるが、このような管轄は、幾分大げさに表現するならば、アメリカ損害賠償法も同時に適用のある場合には、アメリカ裁判所は全管轄を有するという帰結をもたらす<sup>1)</sup>。この種の訴訟の特徴を示すものとして、第二次大戦中の強制労働に関するドイツ連邦共和国またはドイツ企業に対するクラス・アクションが存在する。これは最終的には、(政治的介入もあったが)関係者の奮闘により解決がすることができた。しかし、最近では、たとえば、カプルナーのケーブルカー事故のオーストリア人被害者が、極めて少数のアメリカ人被害者の遺族とともにニューヨークで、クラス・アクションにより損害賠償の訴えを提起した事件が特徴的である。新聞報道に関する私の記憶が正しければ、ニューヨークの第一審裁判官は、オーストリアでの適切な権利保護が存在しないとして、この訴えを全原告につき適法とした。また、ドイツのメディア企業であるキルシュは、ドイツ銀行および当時の同行頭取を相手に、企業損害を生じさせたテレビ・インタビューを理由とする損害賠償の訴えを、ドイツのみならずニューヨークでも提起した。このテレビ・インタビューは、ドイツ銀行頭取がニューヨークのアメリカ民間放送企業にドイツ語で行ったものである。そして、このように両国で訴えが提起されたのは、故意の立証があれば、アメリカの陪審は、主

張された損害の個別の立証がなくとも、実質損害の賠償を懲罰的損害として肯定するであろう。これに対して、ドイツ裁判所は、いかなる損害が企業グループの経済的危機の結果として「いずれにしても」生じなかったと考えられるかを厳格に審査するであろうことが考慮されたものと考えられる。

たとえば、テキサスの裁判所は全世界的な管轄を有すると宣言した判決や、アメリカ連邦最高裁が、懲罰的損害の場合も一定の相当性が保障されうるとした判決が、破棄されたとしても、外国企業は、アメリカ合衆国での訴訟についてかなりの危険を有する。実際、ヨーロッパ企業も、日本企業もアメリカでの訴えから逃れられない。なぜならば、これらの企業にとってアメリカ市場でのプレゼンスは重要であり、それ故に、これらの企業は直接に、または子会社の形態でアメリカに財産を所有しているからである。そして、アメリカでの訴えは、緊急時には、包括代理人としての子会社に、有効に送達されうるのである。

このような近い将来において再燃するであろう司法摩擦<sup>2)</sup>は、望ましいことではない。

### 三 世界的なハーモナイゼーションの努力

#### 1. ハーグ条約

そしてやはり、民事および商事事件における管轄および外国判決に関する、世界規模のハーグ条約の交渉は、残念ながら成果を得られなかった。確かに、結局は、アメリカの判決に世界全域でのより簡易な承認を保障することを目的に、アメリカの提案でこの交渉は開始された。しかし、ブリュッセル条約、すなわちヨーロッパ民事訴訟条約（EuGVÜ）を原型とした1999年10月30日草案（いわゆる EuGVÜ の世界版）は、アメリカで大きな批判に晒された。なぜならば同草案では、アメリカで形成された doing business による管轄やフォーラム・ノンコンビニエンスの裁判地を

理由とする管轄の否定が、許容される余地はなかったからである。2001年6月の暫定草案は、このような方法で、調整をめぐる対立から協力への妥結に至るために、アメリカ的な説明に近接させることを目的に用意されたものであるが<sup>3)</sup>、今度は逆に、ヨーロッパの人々を納得させるものではなかった。なぜならば、同草案は、結局現状を追認するにとどまり、また国際裁判管轄規律に関する強度の予測可能性をもたらすものではないと考えられたからである。

2001年6月以降、ハーグ会議の作業部会は、もはや裁判管轄、承認および執行に関する包括的な条約につき議論することを断念し、*裁判管轄の合意および管轄合意*された裁判所で下された条約締約国の裁判の承認および執行に関する条約のみを議論の対象とした。国際的に活動する企業は、仲裁合意か裁判地合意を選択するので、両者は同様に拘束力を有するものとして扱われ、仲裁合意のみならず裁判地合意も取引上厳格に尊重される状況が実際に容易に考えられる<sup>4)</sup>。アメリカ連邦最高裁は、1972年の MS Bremen 対 Zapata 事件判決において、原則として裁判地合意に拘束力を認める旨を判示しているので、少なくともこの領域において世界規模の協力の基盤を見出しうる事が期待されうる。もっとも、これはアメリカ人が、フォーラムの選択が「非合理的かつ不公正、不公平」であってはならず、かつ外国で適用される法が「生得的に不公平」でない、という Bremen 判決の限定を放棄することを前提とする。

それ故に、デン・ハーグにおける次会期の議論がその限りでいかなる結論に至るか、注目すべきである。

## 2. トランスナショナルな民事訴訟ルールおよび原則

包括的で、明確かつ予測可能性を有する条約が、目下のところ不可能であることが明白となつてから、一定のハーモナイゼーションがモデル法に関する合意以上には不可能なのか、あるいは、トランスナショナルな民事訴訟原則・ルールの形態によるソフト・ローは可能なのか、というこ

とに自然と関心が向けられている。国連国際商取引法委員会（以下 UNCITRAL）は、その他のプロジェクトと並んで、国際商事裁判権の領域において、モデル法の形成につきかなりの経験を積んでいる。これらは、確かに国際仲裁法の完全な統一をもたらしたわけではないが、しかし世界規模で、その現代化を推進し、かなりの範囲で、ハーモナイゼーションを実現してきた。Geoffly Hazard と Michele Taruffo の主導のもと、アメリカ法律協会は、まず、民事訴訟のトランスナショナル・ルールに関する草案を提示した。私法統一国際協会（以下、ユニドロワ）の参加の下で、これが民事訴訟に関するトランスナショナル原則・ルールに展開され、数多くの地域会議の際に全世界に提示され、議論され、さらに修正が加えられた。提出された最終草案は、2004年3月9日のものである。規律案は2004年4月および5月に、アメリカ法律協会およびユニドロワによって公式に採択された。同原則・ルールは、涉外紛争に際する司法の古典的な問題に関するものである。その目的は、多くの訴訟法制度の原則的な共通性を強調し、現存する相違を架橋し、「アメリカ文化帝国主義」に関する困惑を解体する点にある。世界的な学識者チームにより承認されれば、少なくとも長期的には、統一され、調和された満足いく成果をもたらすであろう。もっとも、この規律は、国家間での実務の採用には、これまでのところ至っておらず、いかなる範囲にまでこれが実際に妥当するのかは、将来的な課題である点を誤解すべきではない。加えて、原則・ルールは、「商事紛争」に限定され、「個人に関する傷害訴訟および不法死亡訴訟」はその適用範囲から除外される。したがって、目下のところ原告をアメリカ合衆国にロックオンするセンセーショナルな不法行為や大事故の領域については、直接的には適用対象とはならない。古典的な商事紛争に関する規定の長期的なハーモナイゼーションはもちろん歓迎すべきことではあるが、問題となる司法摩擦の本質的な原因は、解消されないし、また抑制もされない。

### 3. 国際仲裁手続法

裁判所の裁判の承認執行に関する世界規模の条約への努力が、いずれにしても近未来的には成果は期待できないことに変わりがない一方で、国際商取引についての仲裁判断の承認執行は、1958年6月10日の、外国仲裁判断の承認執行に関するニューヨーク国連条約により、この間、ほぼ世界的な規模で保障されている。同条約は、この間、130カ国で通用している。ここ10年の新成立国家のみならず、従来、仲裁裁判権にむしろ敵対的であった多くの国々も同条約を批准し、つい先頃、ブラジルのような極めて重要な国も初めて批准するに至った。

しかし、国連条約は仲裁法の一断片のみを規律するに留まり、同条約それ自体、状況によっては改善を必要とする規律を抱えている。この点については、仲裁判断国で取消された仲裁判断が世界全域で執行可能となる結果をもたらす、国連条約7条の最恵国条項のみを指摘すれば良いであろう。確かに、このような場合はかなり稀有であるが、これは法制度全体を問題とするものであり、それ故に改善の必要があるように思われる。

ニューヨーク条約は、仲裁判断の国際的な自由な流通を優先的な課題とし、個別問題については、間接的に取扱うに留まる。ここでも、国際仲裁手続につき、統一的な規律の不可避の必要性が存在するにもかかわらず、残された仲裁手続法に関しては、条約は問題としていない。

確かに、このような統一的規律は望ましいものではあるが、實際上、過去において実現をみていないし、現在もまた同様である。それ故に、UNCITRAL は、1980年代にモデル法の案出を決定した。もっとも、モデル法は、確かに国連が加盟国に仲裁法改正の際にその考慮を推奨するものであったが、加盟国に法文化を強制するものではなかった。このUNCITRAL モデル法は、1985年の国連総会において採択された。以後、このモデル法は、世界で比類のない成功を収めている。2004年3月4日のUNCITRAL による調査報告によれば、44カ国で、UNCITRAL モデル法は、国際仲裁裁判権について、各国規律の基礎として受容されている。ア

アメリカ合衆国では、カリフォルニア、コネチカット、イリノイ、テキサスが加わった。さらに、イギリスやトルコのようなその他の国も、仮に重要問題について各国で差異があり、その結果、これらの国は公式には「UNCITRAL ファミリー」に数え上げられるわけではないとしても、UNCITRAL モデル法の主要要素を自国の仲裁法改正の際に考慮している。強制を伴わずに高い受容国数を獲得したのは、UNCITRAL モデル法の規律のモデル性と実際性を物語っている。

しかしこの領域でも、成立からほぼ20年が経過したモデル法は、今日的な必要に完全に対応しているものではない。それ故数年来、UNCITRAL の作業部会は、仲裁法の現代化作業を行っている。検討対象は、とくに、調停規律の革新、仲裁合意の要式性、仲裁裁判所の仮の権利保護処分の執行適格に関する規律、仲裁判断国で下された仲裁判断の執行適格である。これら全ての点は、国際的に見て細部で争いがある。作業部会は、2003年11月の最終会期で、*仲裁裁判所による仮の権利保護の保障に関するモデル法17条の改正を取りまとめた*<sup>5)</sup>。新17条では、仲裁裁判所に仮の処分の発令権限が承認され、同条ではそのような処分の承認執行義務までが明定されている。

#### 4. 既存の条約の現代化

1965年の送達に関するハーグ条約および1970年の証拠調べに関するハーグ条約は、全ての重要問題につき、真に実効的な解決を見出したわけではない。今日の技術的な伝達手段は、かつてのそれとは異なるため、当然、改訂が予想されうる。もっとも、国境を越えた文書のプリトリアル・ディスカバリーに関し有効な解決策を見出す点では、今日、かつて以上の成果を収めるかにつき疑問があるように思える。

1968年6月7日の外国法の情報に関するロンドン・ヨーロッパ理事会条約も年輪を重ねており、その結果、ヨーロッパ理事会は改正提案を行っている<sup>6)</sup>。

## 5. 国際民間航空機関のモントリオール条約

国際民事訴訟法の前進は、代表的な機関のみならず、たとえば、国際民間航空機関 (ICAO) のような特別な機関によることもありうる。同機関の1999年のモントリオール条約は、航空輸送契約に妥当する法の現代化のみならず、裁判管轄規定をも内容としている。モントリオール条約の新33条2項によれば、航空旅客の死亡事故または傷害事故につき、乗客が事故当時居住していた国の裁判所においても、航空機会社が同国に原則として乗り入れをし、かつ同国に、同航空会社が本拠又は営業所のいずれかを有するか、または提携する航空会社 (Luftverkehrlinie) の営業所が存在する限りで、損害賠償の訴えが許容されうる。このような現代化は、一般的必要性と合致するため、1929年のワルシャワ条約と同様に、同条約も世界的に承認されることが期待されうる。

## 6. 国際法律協会 (International Law Association) と

国際法律家協会 (International Bar Association)

- (ア) 国際手続法のハーモナイゼーションについての世界的な努力について概観するに際し、国際法律協会 (International Law Association) の不断の努力を無視することはできない。国際民事・商事訴訟委員会は、民事事件における国際協力の向上に関する有益な諸提案をしており、とりわけ大陸法とコモンロー国の間の対立を架橋する提案を練り上げている。

この点につき、企業の国際的な裁判所拘束 (Gerichtspflichtigkeiten) についての原則<sup>7)</sup>、並びに2000年7月26日の「民事および刑事事件における管轄の拒絶 (Declining) および国際的移送 (Referring) に関するローウェン/ロンドン原則」<sup>8)</sup>を挙げることができる。後者は、フォーラム・ノン・コンビニエンスを理由とする外国への国際的移送を前提とするが、原告が消極的管轄抵触に陥らないことの保障を企図するものである。原則4.3によれば、確かに、

裁判所は、当事者に本質的により適切な法廷地に赴くことを勧告せねばならないが、原則5によれば、より適切な他の裁判所と連絡をとり、同裁判所の手続受け入れ用意の存否が明らかにされねばならない。受け入れ用意がない場合、原裁判所が再び手続を受け入れねばならない（原則5.8）。これらの原則は、2001年6月の裁判管轄に関するハーグ条約草案22条に取り入れられ、条約の命運に拘わらず実現されることが期待されうる。

同委員会が積極的であったその他の領域は、仮の権利保護の領域である。1996年の「国際訴訟における仮の保護処分に関するヘルシンキ原則」は、涉外事件についても原状保護の仮の権利保護および後に下される判決の執行保障を当事者が本案で手にするのを保障すべきとする原則を有している<sup>9)</sup>。

これに対して、国際商事仲裁委員会は、早くから仲裁判断の承認拒絶理由として、「公序」のような細目問題に取り組んでいる<sup>10)</sup>。

- (イ) 国際法律家協会（以下、IBA）も、ここ10年の間、大陸法とコンローの仲介に貢献している。1999年6月1日の、国際商事手続における証拠調べに関するIBAルールは、裁判官の支配する証明手続と、当事者の支配する証明手続との間の調整を見出し、受容可能な国際的手続スタンダードを確定することを企図している。

これらの機関の提案は、当然、各国の立法者に推奨されうるに留まるが、歓迎すべき指針を提供し、改革が涉外手続について集中的な活動をもたらすのに貢献しうる。

#### 四 ヨーロッパ連合における地域的法統一

世界的なレベルでの、国際民事訴訟法の統一と実効的形成についての前進は、かなり断片的なものであり、せいぜい国際商事仲裁裁判権の領域で満足のいく効果的な権利保護を語るに過ぎないのに対し、ヨーロッパ連

合内では、かなりの進展が見られるのみならず、来年には野心的な行動計画もその実施が迫っている。この行動計画は、確かに、ヨーロッパ統一民事訴訟法の夢に行き着くものではないが、ヨーロッパ連合25ヶ国の権利保護制度の明白な一体化をもたらすであろう。

1. アムステルダム条約の発効で、民事事件に関する司法協力も、共同体が直接、法制定権を有するという、新たな共同体法の法的基盤の俎上に乗った。成立した規則は、従前の条約や指令のように、しばしば数年の発効の遅れをもたらすにすぎない批准や国内法化の必要はなく、全構成国に直接適用される。加えて、規則の成立はもはや構成国の同意を必要とせず、その結果、各国は自国の国内利益のためにヨーロッパ法制定を阻止することはできない。

矢継ぎ早に、2000年12月22日のブリュッセル 規則、2000年3月29日の送達規則、2001年5月38日の証拠調べ規則、2000年3月29日の倒産規則、同じく2000年3月29日の婚姻関係規則が成立した。婚姻関係規則は、すでに2003年11月27日に新たな拡張された規則で補完されている。構成国間の司法協力を、かつてのブリュッセル条約、ハーグ送達条約、ハーグ証拠規則の規律の場合と比べて、多くの個別の点で、より実効的かつ緊密なものとする点は、これら全ての規則に共通している。

たとえば、ブリュッセル規則 Nr. 44/2000 は、外国執行名義についての第一審手続を純形式的なものにした。同手続では、外国執行名義の存在と適法な執行適格のみが、判決国の書式による確認に基づき審査される。公序違反も含め、全ての承認拒絶事由は、もはや職権調査によるものではなく、第二審手続における債務者の不服申立てによって審査されるに過ぎない。

送達規則および証拠調べ規則は、たとえば翻訳の問題が大きな将来的課題として残されているとしても、この領域において、民事および商事事件において新たに導入されたヨーロッパ・ネットワークと共に、司法

共助をより実効的に形成した。EU 構成国の一裁判所が、他の EU 構成国で直接証拠調べを行うことは、現在では原則として許容される。もっとも、このような証拠調べは、今なお囑託が必要であり、受託国が実行態様の決定に関与する。

ブリュッセル規則およびブリュッセル規則の裁判管轄制度は、二、三年のうちに家族財産事件および相続権紛争の管轄に関するブリュッセル規則で補完され、完全なものとなることが予測されうる。

2. しかし、EU 構成国間の司法協力は、近い将来、争いのない請求権についてのヨーロッパ執行名義に関する規則を策定する点で、全く異質な性質を内包する。Christien Kohler は、この点を、EU 加盟国間関係の量子飛躍と述べている。同規則は、EU 構成国間での外国名義の執行宣言手続の解消へ向けた第一歩である。規則の妥当する執行名義は、ヨーロッパ執行名義として、全ての EU 構成国において内国執行名義と同様に、その正本に基づき直接に執行が許容されねばならない。執行名義に対するいかなる異議も、判決国でのみ申立てることが許され、執行国ではこれは許されない。内国公序に対する明白な違反ですら、執行国での異議申立てはもはや許されない。批判者は、ヨーロッパ連合はこの点で、アメリカ合衆国の各州間以上に強度に結合することになる、として異議を唱えた。しかし、ドイツ連邦共和国のような連邦国家内部では、当然に他の連邦州が下した判決には、やはりまたコントロールがないのであり、これらが一般的に相互において執行されることを、彼らは誤認している。それ故に、執行宣言手続の廃止は、法技術的な統一というよりも政治的な性質のものと評価するべきである。そしてこれにより、構成各国が、その司法の質につき、相互に高度の信頼を置くことが明らかとなる。確かに、EU の東方拡大とヨーロッパ執行名義の発効の時点とを、時間的に補正することが、ベターであったか否かについては疑念がある。しかし、ヨーロッパ執行名義堅持の点で、統合の政治的意図が現時点を

示すことは明白であると考ええる。

EU の一層の法的統一に経済界は大きな利点を見ている。これは、ま  
ずもって、心理的な統一効果にある。仮に、ブリュッセル規則に基づく  
執行宣言手続が簡易なものと考えられるとしても、ヨーロッパ執行名義  
は統合のある種のシンボルとして機能する。

更に、具体的な解決方法によっては、取引業務費用が低減されうる。  
中でも執行宣言費用が節減される。最後に、ヨーロッパの法統一は、共  
同体の強化と、グローバル市場の他の参加者に対する外的作用をも齎す。

3. 導入が準備されているものとして、以下のようなものがある。

- \* 統一的なヨーロッパ督促手続
- \* 任意の調停手続の導入
- \* 少額事件に関する統一手続の導入
- \* 扶養料請求に関するヨーロッパ執行名義の導入

そして、最後に、

- \* 強制執行の簡易化のための処置の導入

である。

ヨーロッパにおける仮の権利保護の向上、とりわけ、ヨーロッパ司法裁  
判所が従来否定してきた、一方的 (ex parte) 処分の承認だけでなく、国  
際強制執行の実効化も、これらに加わる。涉外仮差押えの簡易化、渉外的  
な財産開示、第三債務者の当該義務のヨーロッパ内への公示を伴う、ヨー  
ロッパ内で効力を有する、銀行口座の担保、およびヨーロッパ内での仮担  
保についての提案がすでに提示されており、確実に数年のうちには法制化  
されるであろう。

## 五 結 語

Neil Andrews は、2001年 9 月にニュルンベルクで開かれた、ヨーロッ

パ法曹大会の彼の報告を、次のようなコメントで締め括っている。

「ローマであろうと、ブリュッセルであろうと、フィラデルフィアであろうと（私は、これに京都を加えたい）、訴訟のハーモナイゼーションまたは近接化の風は生じている。ヨーロッパ共同体の構成国内では、風はすでに強い嵐を巻き起こしている。その他の場所では、そよ風なのである。」

私個人の考察結果は、この所見を確認するものである。

Neil Andrews は、しかし、彼の報告を悲観的に締め括るわけではない。むしろ、次のように述べている。

「次世代の法曹や市民は、トランスナショナルな民事手続に関する一般法（*ius commune*）を自明のものとするであろう。このような一般法は、中国からペルー、ウェリントンからウィニペグまで、世界のすべての地域で、利用しうるものである。法的紛争の当事者が、それに付随する訴訟上の知識という強みを得るために、仲裁条項を契約に賢明にも付加する必要はもはやないであろう。将来の司法構造は、トランスナショナルな訴訟メカニズムの上に構築されるものと考えることができよう。そして、この訴訟メカニズムは、この新世紀の最初の年に、夢の多い、慎重かつ勇気ある形で用意されたものなのである。」

一見すると、このような全世界にわたる規律の構築が、将来、上述されたように成功するようには思えない。しかし、希望を棄ててはならない。とりわけ、経済的な必要性は、従前の統一的な経済空間を越えて、ついには、国際民事訴訟法の統一法的解決の出現を導くものである。

- 1) Vgl. Schütze, Die Allzuständigkeit amerikanischer Gericht, 2003; ferner D. Fuchs, Welfweite Zuständigkeit von US-Gerichten bei Domain-Streitigkeiten ?, RIW 2004, 41.
- 2) 最新の典拠として次のもののみを参照。Schütze, Zum Stand des deutschen-amerikanischen Justizkonfliktes, RIW 2004, 162.
- 3) Vgl. G. Walter, *Lis alibi pendens and forum non conveniens*, European Journal of Law Reform 4 (2002), 69.
- 4) Vgl. R. Walter, Zum Stand der vereinheitlichung des internationalen Zivilverfahrensrechts, in: Gottwald, Perspektiven der justiziellen Zusammenarbeit in Zivilsachen in der

Europäischen Union, 2004, S. 249, 261.

- 5) Vgl. Report of the Working Group on Arbitration, of 8 December 2003 (A/CN.9/545).
- 6) Vgl. R. Wagner, in: Gottwald, Perspektiven der justiziellen Zusammenarbeit, 2004, 249, 265.
- 7) Jurisdiction over corporations, Report of the 70<sup>th</sup> Conference, New Delhi, 2002, 412.
- 8) Report of the 69<sup>th</sup> Conference, 2000, 137.
- 9) Abgedruckt in RabelsZ 62 (1998), 128 sowie Report of 67<sup>th</sup> Conference, 1996, 185.
- 10) Report of the 70<sup>th</sup> Conference, New Delhi, 2002, 352.